

# 由利本荘市公契約基本条例の解説

平成30年4月

由利本荘市

### 【目的】

第1条 この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、公契約に関する制度の適正な運用及び労働環境の整備並びに公共工事、公共サービスの質の向上を図り、もって地域経済及び地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

この条例は、公契約に関する制度の適切な運用を図り、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保並びに公契約に従事する労働者等の適正な労働環境の整備などを図るため、市、事業者等が特に取り組むべき内容を基本理念として定め、それぞれの責務に基づいた施策を実施することにより、地域経済や地域社会の健全な発展並びに市民福祉の増進に寄与することを目的とします。

### 【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造その他の契約をいう。
- (2) 事業者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 下請負人 事業者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者をいう。
- (4) 事業者等 事業者及び下請負人をいう。

#### 【解説】

市が発注する契約とは事業者等が労働者を使用する請負契約や業務委託契約等の他、売買契約や賃貸借契約も含まれます。

### 【基本理念】

第3条 公契約に係る基本理念は次のとおりとする。

- (1) 公正性、透明性及び競争性の確保に努めること。
- (2) 契約内容の適正な履行及び品質を確保すること。
- (3) 労働者の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 地域経済及び地域社会の健全な発展に配慮するよう努めること。

#### 【解説】

市及び事業者等が条例制定の目的を達成するため、公契約の締結及び履行に際して遵守すべき法律等に定めのある事項や、これまで市で取り組んできた事項についてあらためて明文化し、その実現に向け特に取り組むべき基本的事項を理念として定めるものです。

### 【市の責務】

第4条 市は前条の基本理念にのっとり、適正な公契約に関する施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

#### 【解説】

「基本理念」にのっとり、入札契約制度の適正化や契約環境の整備など、適切な公契約の締結及び公契約の適正な履行の確保のために必要な措置を講ずることを市の責務とするものです。

#### 【事業者等の責務】

第5条 事業者等は、この条例の主旨を踏まえ、市の実施する公契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### 【解説】

公契約の履行は、市民の税金により行う公共事業であることから、その事業を請け負う事業者等は、市とともに「基本理念」を実現するために契約の適正な履行を始め、市の取り組みに協力する責務を負うこととします。

なお、「基本理念」を実現するためには、事業者のみならず下請負人であってもこの条例の主旨が十分に理解され、工事等が行われることが欠かせないことから、この条例の対象を事業者等としています。

#### 【契約方法】

第6条 市長は、公契約の締結に当たっては、契約の性質及び目的を踏まえた適切な契約方法を採用するとともに、公正な競争の下で行わなければならない。

#### 【解説】

特に基本理念（1）の施策として、公正な競争環境を確保した上で、個々の契約の性質、目的に応じ、円滑かつ効果的な契約がなされるよう、その内容に適した契約方法（一般競争入札、指名競争入札、総合評価落札方式、プロポーザル方式等）を選択することとします。

#### 【契約条件】

第7条 市長は、公契約の適正な履行を確保するために、価格、品質、納期その他の条件が適切なものとなるよう努めなければならない。

#### 【解説】

特に基本理念（2）の施策として、最新の市場価格等を反映した適正な予定価格を設定するとともに最低制限価格基準の適切な見直しなどによりダンピング対策に取り組むほか、長時間労働の是正等の観点から発注当初における適切な工期、納期等に配慮することはもちろんであるが、特に工事においては事業者等が一方的に負担を強いられることなどが無いよう「工事請負契約における設計変更ガイドライン」に沿った設計変更の適正化・円滑化に努めなければならないこととします。

#### 【適正な価格の積算】

第8条 市長は、公契約の積算に当たっては、経済社会情勢の変化及び市場における労務、資材等の最新の実勢価格を考慮して適正な積算を行わなければならない。

2 事業者は、公契約の内容に適した履行が確保できるよう、労務費その他の経費を適正に積算しなければならない。

#### 【解説】

特に基本理念（2）及び（3）の施策として、市は、工事等の品質を確保するため、入札の実施にあたり、予定価格の算出の際には市場価格や労務単価などの経済社会情勢を十分に検討し、適切に算出することとします。

また、同時に、事業者においても、その申込みに係る価格（入札書等に記載する価格）の算出の際には、契約の履行にあたり必要な労務費やその他の経費を適切に積算し、労働条件の悪化や下請負人へのしわ寄せが生じないようにするよう努めなければならないこととします。

### 【適正な契約の締結】

第9条 市長は、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での公契約の締結を防止するとともに、品質の向上が図られる場合は、事業者等の能力など価格以外の多様な要素をも適切に評価することにより、価格及び品質が総合的に優れた内容による契約をするために必要な措置を講ずるものとする。

#### 【解説】

特に基本理念（2）の施策として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、公共工事の品質は「価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」とされており、主要な取り組みとして総合評価方式の導入を求めています。

市では、平成21年から総合評価方式の試行要綱を制定しておりますが、橋梁工事等の比較的高度な技術を要する案件の実施にとどまっている状況であることから、対象工事の拡大を図り一般的な工事においても適用できるよう試行要綱を改正し、より品質の確保に趣を置いた契約方法となるよう努め、また、評価項目においては、技術者や技能労働者等の処遇改善が必要であることから、労働環境関係の評価が適切に反映されるような制度となるような仕組みづくりに努めるものとしします。

なお、一定の価格より下回った価格での入札を認めないとする低入札価格調査制度や最低制限価格制度（以下、「低入札価格調査制度等」という。）は従来より建設工事においては導入済みであります。他業務等への導入の可否、方法等について、今後、検討していくものとしします。

### 【適正な労働条件の確保】

第10条 事業者等は、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

#### 【解説】

特に基本理念（3）の施策として、事業者は、労働基準法、労働契約法、最低賃金法等の関係法令を遵守し、適正な労働賃金を支払うことはもちろんですが、雇用保険、健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険等への加入等、労働者の福祉向上等、適正な労働条件を確保しなければならないこととしています。

### 【報告及び調査】

第11条 市長は、適正な労働条件の確保のために必要があると認めるときは、事業者等に対し報告を求め、又は調査をすることができる。

#### 【指導等】

第12条 市長は、前条の報告又は調査の結果、適正な労働条件が確保されていないと認めるときは、事業者等に対し是正するよう指導することができる。

2 事業者等は、前項の規定による指導を受けたときは速やかに是正の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置を講じたときは市長に報告しなければならない。

#### 【解説】

労働関係法令の遵守状況や賃金等の状況を確認するため、必要に応じて事業者等に対し労働環境の状況について書面での報告を求め、その報告内容に疑義がある場合は事業者等に対し是正指導ができることとしています。

また、指導を受けた事業者等は指導内容について速やかに改善等の措置を講ずる必要があり、実施した措置等の内容について書面により市長に報告しなければならないこととしています。

なお、「必要があると認めるとき」とは、低入札価格調査制度等を導入していない工事請負契約以外の業務等において予定価格と比較し極端に低い金額で落札した場合や工事請負契約における下請届の内容が適正な価格、内容での下請契約となっているかなどに疑義がある場合等のほか、労働者からの申出等を想定しています。

#### 【下請負人との契約】

第13条 事業者等は、建設業法（昭和24年法律第100号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）その他関係法令を遵守し、下請負人との対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

#### 【解説】

事業者等は、下請人との契約を行うにあたり、建設業法や下請代金支払遅延等防止法などの関係法令に基づき、契約時にあらかじめ金額を定めた上で書類を作成するなど、下請負人の利益を保護するよう公正な契約を締結するよう努めなければならないこととします。

#### 【市内業者の活用】

第14条 市長は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展に配慮し、市内に事務所又は事業所を有する事業者（次項において「市内業者」という。）の積極的な活用に努めるものとする。

2 事業者等は、下請負人を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内業者の積極的な活用に努めなければならない。

#### 【解説】

特に基本理念（4）の施策として市内業者の受注機会の確保は地域における経済の発展及び地域の活力を左右する重要な要素であることから、地域経済の発展のために市内事業者の受注機会の確保に努めることについて定めるものです。

「基本理念」に定める事業者等の経営の安定や、適正な労働条件の確保等の労働環境の整備その他の社会的責任を果たすための取り組みを促進するには、市内で活発な経済活動が行われ、地域経済が健全に発展することが重要です。

このため、市は公契約の発注にあたっては、予算の適切な使用に留意しながらも、例えば一般競争入札において「市内事業者であること」を入札参加要件としたり、指名競争入札において、市内事業者を優先して指名するなど、市内事業者の受注機会の確保に努めなければならないこととします。

なお、「市内事業者」とは、市内に事務所又は事業所がある事業者をいいます。

また、事業者等においても、下請負人の選定又は資材の調達をする際は、市と同様に市内事業者を活用するよう努めなければならないこととします。

#### 【発注規模の適正化】

第15条 市長は、適正かつ合理的な規模での発注に努めるものとする。

#### 【解説】

建設工事における分離・分割発注は市内事業者等の受注機会の拡大を図る観点から、可能な限り実施しているところですが、分離・分割発注が困難な大規模工事等においては、特定建設工事共同企業体（JV工事）による一括発注を基本としますが、その対象金額、構成員にあっては毎年度、社会情勢等を考慮し適切な運用を図るよう努めるものとする。

**【発注時期等の適正化】**

第16条 市長は、業務の重要性、緊急性及び効率性を考慮しつつ、事業者等による計画的な雇用確保、担い手の処遇改善などにも資することから一定の時期に集中しないよう適正な時期の発注、契約期間を設定するよう努めなければならない。

**【解説】**

公契約の発注が特定の時期に集中することや年度末に工事完成時期が集中することにより、人材、資機材の効率的な活用や事業者等の雇用計画にも影響を生じる可能性があること等を踏まえ、工事等における債務負担行為の設定等、可能な限り施工時期が集中しないように計画的に発注を行うとともに、契約の履行に必要な期間を十分に確保し、適切な契約期間を設定するよう努めなければならないこととします。

**【支払の適正化】**

第17条 市長及び事業者等は、契約及び法令で定められた期間内に、速やかに契約に基づく支払をするよう努めるものとする。

**【解説】**

契約書及び建設業法、下請代金支払遅延等防止法等を遵守し、これらで定められた期間内にできるだけ速やかに代金を支払うよう努めるものとし、市は工事の円滑、適正な施工等を支援するため、(中間)前払金等の制度を活用しやすい環境となるよう努めなければならないものとし、

**【意見聴取】**

第18条 市長は、公契約に関する施策を適正に行うために必要があると認めるときは、学識経験者、事業者その他関係団体の意見を聴くことができる。

**【解説】**

基本理念の実現に向け、公契約に関する制度のより適切な運用を図るための措置を講ずる必要が生じた場合等、意見聴取会等を開催し、学識経験者や事業者等からの意見聴取を行うこととし、意見を反映しながら制度の運用の見直しなどを図っていくこととします。